

これからの別海町議会のあり方 に関する調査結果の概要

別海町議会
議員定数等調査特別委員会
令和7年11月

議員定数等調査特別委員会の目的

令和6年3月から令和8年3月までの2年間、さらなる議会機能の充実・強化を図り、多様化する市民の負託に応えるため、次の調査テーマに基づいて、幅広い観点から調査を行うことを目的として設置されました。

本資料では、その調査結果を報告します。

調査テーマ

- 1 適正な議員定数に関する事
- 2 議員の報酬に関する事
- 3 常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関する事
- 4 その他議会活性化に関する事
 - (1) 政務活動費に関する事
 - (2) 議員のなり手不足に関する事
 - (3) 議会運営委員会の編成に関する事

1 適正な議員定数に関すること

調査結果

議員定数は、次期改選後（令和9年5月）から、現在の16名から1名減の**15名**に変更予定です。

主な理由

議会機能の担保や、より一層の強化を目指さなければならない一方で、北海道内の同規模人口町村の平均議員定数との比較や、将来大幅な人口減少が予測されていることなどから、定数を削減することもやむを得ないものと考え、1名減としました。

2 議員の報酬に関すること①

調査結果

報酬額は次期改選後（令和9年5月）から次のとおり変更予定です。

役職	現在の月額報酬	変更後の月額報酬	増減等
一般議員	222,000円	253,000円	+31,000円
副委員長	一般議員と同額	259,000円	新たに設定
委員長	234,000円	266,000円	+32,000円
副議長	246,000円	280,000円	+34,000円
議長	306,000円	348,000円	+42,000円

2 議員の報酬に関すること②

主な理由

●一般議員の報酬額について

北海道町村議会議長会は、「議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとられることなく、活動内容を踏まえた原価方式により算定された議員報酬額等、議会が導き出した結論について十分尊重すること」と示しています。

当議会においても、**原価方式**により報酬額を見直すこととして、令和6年7月から令和7年6月までの12か月間、議員個々の活動実績を調査しました。

調査の結果、当議会議員の標準的な活動日数は年間**91.41日**^{※1}となりました。

この活動日数をもとに、全国町村議会議長会が示す原価方式の算定式に当てはめて報酬額を計算しました。

議員の年間活動日数	÷	町長の年間活動日数	×	町長の月額報酬	=	議員の月額報酬 ^{※2}
91.41日	÷	305.00日	×	847,000円	=	253,000円

※1 令和6年3月から委員会構成変更（後述）により増加した活動時間の割合で変更前の委員会活動時間を補正しています。（+15.26日）

また、将来の期待値として当委員会の活動実績を算定に含んでいます。（+15.05日）

※2 千円未満切捨てしています。

2 議員の報酬に関すること③

●役職加算額について（副委員長を除く）

本町の役職加算割合は、全国及び全道の役職加算割合と比較しても大きく離れていないことから、これまで同様、一般議員に対し、委員長＋5.41%、副議長＋10.81%、議長＋37.84%の割合を引続き使用することとしました。

役職	加算割合	加算額※1	月額報酬
一般議員	—	—	253,000円
委員長	5.41%	13,000円	266,000円
副議長	10.81%	27,000円	280,000円
議長	37.84%	95,000円	348,000円

※1 千円未満切捨てしています。

2 議員の報酬に関すること④

●副委員長の役職加算について

令和7年3月の委員会構成変更（後述）後、委員会調査の充実が図られ、議論が活発になったことなどに伴い、副委員長が委員長を補佐する業務がこれまで以上に重要となり、実際にその業務量も増加してきました。

また、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会が作成した「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」では、今日の議会運営では、委員長と副委員長の間の調整、さらには議長・副議長と委員長・副委員長の間の調整が重要となっており、それらの役割に応じて議員報酬を加算することにも必要と記されていることなどから、副委員長の役職加算を行うことにしました。

また、副委員長の報酬額については、当議会の実際の業務量などを考慮して、委員長の加算割合の50%としました。

委員長の 加算割合		副委員長の 加算割合※1		一般議員月額報酬		副委員長 加算額※2		副委員長月額報酬
5.41%	×50% =	2.70%		253,000円	×2.70% =	6,000円		259,000円

※1 小数点第3位以下切捨てています。

※2 千円未満切捨てています。

3 常任委員会の委員会数や名称、 所管事項等に関すること ①

調査結果

常任委員会は、令和7年3月14日から、表1のとおり変更しています。

また、次期改選後（令和9年5月）から、議員定数の減に合わせて表2のとおり変更予定です。

【表1】

変更前（令和7年3月14日以前）		変更後（令和7年3月14日以降）	
常任委員会名	構成人数	常任委員会名	構成人数
総務文教常任委員会	6名	総務産業常任委員会	8名
福祉医療常任委員会	5名		
産業建設常任委員会	5名	福祉文教常任委員会	8名
広報・広聴常任委員会	7名	広報・広聴常任委員会 （広報小委員会） （広聴小委員会）	15名 (8名) (8名)

【表2】

変更前（令和7年3月14日以降）		変更後（令和9年5月以降）	
常任委員会名	構成人数	常任委員会名	構成人数
総務産業常任委員会	8名	総務産業常任委員会	7名
福祉文教常任委員会	8名	福祉文教常任委員会	7名
広報・広聴常任委員会 （広報小委員会） （広聴小委員会）	15名 (8名) (8名)	広報・広聴常任委員会 （広報小委員会） （広聴小委員会）	14名 (7名) (7名)

3 常任委員会の委員会数や名称、 所管事項等に関すること ②

主な理由

令和7年1月の第1回臨時会において、総務文教・福祉医療・産業建設の3常任委員会で、十分な調査を行うために必要な人数は、7名程度が望ましいことから、3常任委員会を2常任委員会に統合して、全議員がいずれかに所属することで1委員会7名程度を確保することとし、また、広報・広聴常任委員会には、議長を除く全議員が所属し、かつ、広報小委員会及び広聴小委員会を設置することが望ましいと結論づけました。

併せて、委員会の名称及び所管事項を決定するとともに、現行の議員定数16名における最も効率的に調査や議論ができる委員会構成を決定し、同年3月の第1回定例会において関係条例を改正して既に運用しています。

その後、議員定数を15名にすることを当委員会内で決定したことから、次期改選後に改めて委員会構成人数を変更することとしました。

なお、議長は、議会全体の統制者であり、公平性・中立性を持って議事進行を行う必要があることから、その立場を考慮して客観的に判断した場合、議長が委員に加わることで調査や審査の方向性に影響を与える可能性があるため、常任委員会には加えないこととしています。

4 その他議会活性化に関すること

(1) 政務活動費に関すること

調査結果

導入は見送り、継続調査とします。

主な理由

政務活動費は、議員として必要な知識や経験を得るために有効であり、また、議員の研修機会を担保することで、なり手の確保にも効果があるものと考えますが、導入に当たっては、対象経費や事務手続の方法などの条件を整理した上で条例等の整備を行う必要があります、また、町民の理解を得るための周知など、多くの時間を要することが想定されます。

このことから、次期改選後からの政務活動費の導入は見送ることとしました。

ただし、前述のとおり、政務活動費は、知識や経験を得るために有効であり、なり手の確保にも効果があるものと考えますので、まずは、簡易的な仕組みづくりを調査・研究し、段階を経て政務活動費の導入の可否について検討を進めていく必要があると考え、継続調査としました。

4 その他議会活性化に関すること

(2) 議員のなり手不足に関すること

調査結果

継続調査とします。

主な理由

全国町村議会議長会では、「全国規模で深刻化している町村議会議員のなり手不足の要因の一つとして、議員報酬額の水準が30年以上ほぼ変化のないままであることが考えられる」としています。

このことから、報酬の増額は今後の議員のなり手不足解消のための一助となるものと思います。

また、なり手不足の要因は、報酬額の低さのほか、議会への関心の低さにもあると考えます。

現状を打開し、町民全体の主権者意識を高揚させ、また、小中学校や高等学校における主権者教育の強化につなげていくためにも、町民が幅広く参加し、意見等できる場を多く設けることや、議会に関する情報を幅広く知る手段を設けることが重要だと考えます。

今後は、議会への関心度を高めることを目的として、町民の声を広く聞き、議会の声を広く発信することを実現するための具体的方法を、あらゆる角度から検討する必要があるものと考え、継続調査としました。

4 その他議会活性化に関すること

(3) 議会運営委員会の編成に関すること

調査結果

議会運営委員会の編成は、令和7年3月14日から、5名から8名に変更しています。

主な理由

令和7年1月の第1回臨時会において、対議会内において重要な役割を持つ議会運営委員会では、広く意見を求め、多角的な視点から議会運営に係る事項を決定していく必要があることから、委員を3名増員することと結論づけました。

また、次期改選前に実行できることから、同年3月の第1回定例会において関係条例を改正して既に運用しています。

終わりに

現在、全国・全道町村議会では、議会機能の充実・強化を図るため、様々な取組が行われています。

当議会でも、町民の求める議会の役割と責務に応えるため、これまでも議会活性化に向けた取組の実施や議論を進めてきました。

当委員会においては、さらなる議会機能の充実・強化を図り、より一層の議会活性化を目的として、幅広い観点からの調査を行い、本資料のと通りの調査結果をまとめました。

この調査結果を踏まえ、これからも、町民の関心と信頼を得るため、足を止めることなく、継続して議会活性化を図っていきます。